



宮 崎 県 公 報

平成21年3月25日(水曜日)号外 第13号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

- 県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例……………(議会議務局) 1

頁

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第24号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の見直し等に関する所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、次の一般選挙から施行することとしました。

条 例

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第24号

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

(県議会議員の定数を定める条例の一部改正)

第1条 県議会議員の定数を定める条例(平成14年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、 県議会議員の定数は、 <u>45人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、 県議会議員の定数は、 <u>39人</u> とする。

(県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)

第2条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和33年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 <u>日南市の区域と、南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を合せて1選挙区を設ける。</u>	第2条 削除
第3条 西都市の区域と、児湯郡西米良村の区域を合せて1選挙区を設ける。	第3条 西都市の区域と、児湯郡西米良村の区域を合せて1選挙区を設ける。
第4条 <u>前2条</u> に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、 <u>郡市の区域</u> による。	第4条 <u>前条</u> に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、 <u>郡市の区域</u> による。

<p>第 5 条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>。 選挙区 議員数</p> <p>〔略〕</p> <p>日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。） 3 人</p> <p>〔略〕</p>	<p>第 5 条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>。 選挙区 議員数</p> <p>〔略〕</p> <p>日南市 3 人</p> <p>〔略〕</p>
---	--

第 3 条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 条 削除</p>	<p>第 2 条 <u>小林市の区域と、西諸県郡高原町及び野尻町の区域を合わせて 1 選挙区を設ける。</u></p>
<p>第 4 条 前条に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。</p>	<p>第 4 条 <u>前 2 条</u>に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。</p>
<p>第 5 条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>。 選挙区 議員数</p> <p>宮崎市 12 人</p> <p>〔略〕</p> <p>日南市 3 人</p> <p>小林市 2 人</p> <p>日向市 3 人</p> <p>〔略〕</p> <p>西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。） 2 人</p> <p>〔略〕</p> <p>北諸県郡 1 人</p> <p>西諸県郡 1 人</p> <p>〔略〕</p> <p>東臼杵郡 2 人</p> <p>〔略〕</p>	<p>第 5 条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>。 選挙区 議員数</p> <p>宮崎市 11 人</p> <p>〔略〕</p> <p>日南市 2 人</p> <p>小林市（<u>西諸県郡高原町及び野尻町の区域を含む。</u>） 2 人</p> <p>日向市 2 人</p> <p>〔略〕</p> <p>西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。） 1 人</p> <p>〔略〕</p> <p>北諸県郡 1 人</p> <p>〔略〕</p> <p>東臼杵郡 1 人</p> <p>〔略〕</p>

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。